



鳥取県公報

令和2年8月21日（金）
第9227号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（469）（福祉監査指導課） 2
	身体障害者福祉法による医師の指定（470）（障がい福祉課） 2
	土地改良区の定款の変更の認可（471）（農地・水保全課） 2
	保安林の指定予定（472）（森林づくり推進課） 3
	水防警報を行う河川の指定の一部改正（473）（河川課） 3
	指定障害児通所支援事業の廃止の届出（474）（中部総合事務所福祉保健局） 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（475）（〃） 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（476）（〃） 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定（477）（〃） 4
	土地改良区の役員の就退任（478）（中部総合事務所農林局） 5
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（479）（会計指導課） 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（14） 6
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（15） 6
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施（家庭支援課） 6
	落札者の決定（教育委員会図書館） 10

告 示

鳥取県告示第469号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
智頭町長 金兒英夫	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	訪問リハビリテーション	平成30年6月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
智頭町長 金兒英夫	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	介護予防訪問リハビリテーション	平成30年6月1日

鳥取県告示第470号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
循環器内科	心臓機能障害	小倉 一能	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	衣笠 良治	〃
〃	〃	加藤 克	〃
脳神経内科	肢体不自由	河瀬 真也	〃
〃	〃	田尻 佑喜	〃
〃	〃	村上 文伸	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
外科	心臓機能障害 小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	玉井 伸幸	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
整形外科	肢体不自由	金谷 治尚	日野郡日野町野田332 日野病院

鳥取県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、佐治村土地改良区の定款の変更を令和2年8月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第472号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字高平2065・2066（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第473号

平成17年鳥取県告示第529号（水防警報を行う河川の指定について）の一部を次のように改正し、令和2年8月21日から施行する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。			水防法（昭和24年法律第193号）第10条の6第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。		
1 水系名、河川名及び区間			1 水系名、河川名及び区間		
水系名	河川名	区 間	水系名	河川名	区 間
略			略		
斐伊川	新加茂川	加茂川からの分派点から斐伊川合流点まで	斐伊川	加茂川	左岸 米子市新山字カハヤ原前1006-1地先から斐伊川合流点まで 右岸 米子市新山字清水952-1地先から斐伊川合流点まで
	加茂川	左岸 米子市新山字カハヤ原前1006-1地先から新加茂川の分派点まで及び米子市昭和町22-8地先から斐伊			

川合流点まで 右岸 米子市新山字清水952 - 1 地先から新加茂川の分 派点まで及び米子市東山町 2 - 5 地先から斐伊川合流 点まで	旧加茂川 左岸 米子市昭和町22 - 8 地 先から斐伊川合流点まで 右岸 米子市東山町 2 - 5 地 先から斐伊川合流点まで
略	略
2 略	2 略

鳥取県告示第474号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	廃止年月日
企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋一丁目44-3	企業組合労協センター事業団さんいんみらい事業所みらい倉吉	倉吉市見日町600	放課後等デイサービス	令和2年8月31日

鳥取県告示第475号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団つくだ医院	医療法人社団つくだ医院	倉吉市中江327-3	令和2年7月14日	令和2年6月29日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第476号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団つくだ医院	医療法人社団つくだ医院	倉吉市中江327-3	令和2年7月14日	令和2年6月29日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社ライフサポートりっか	東伯郡北栄町由良宿1349-11	生活支援センター デイジー	東伯郡湯梨浜町大字長江310-46	生活介護	令和2年8月1日
〃	〃	〃	〃	短期入所	〃

鳥取県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年8月21日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 坂 根 奨 倉吉市関金町堀3282-3
- 〃 山 根 春 樹 倉吉市関金町泰久寺354-2
- 〃 石 川 裕 史 倉吉市関金町松河原2116
- 〃 山 本 智 男 倉吉市関金町大鳥居978
- 〃 池 本 隆 司 倉吉市関金町安歩545
- 〃 衣 笠 義 人 倉吉市鴨河内2623-1
- 〃 荒 金 俊 彦 倉吉市鴨河内1853-1
- 〃 石 田 秋 男 倉吉市福山304
- 〃 山 田 有 宏 倉吉市上古川666-7
- 〃 前 田 一 昭 倉吉市小鴨1390-2
- 〃 杉 本 佐登志 倉吉市小鴨1339-62
- 〃 本 莊 学 倉吉市志津919-59
- 〃 松 本 幸 男 倉吉市三江492
- 監 事 山 本 守 夫 倉吉市関金町松河原93-1
- 〃 山 本 正 直 倉吉市北野642
- 〃 馬 西 秀 徳 倉吉市鴨河内1105-2

令和2年7月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 坂 根 奨 倉吉市関金町堀3282-3
- 〃 日 野 博 文 倉吉市関金町泰久寺112-1
- 〃 石 川 裕 史 倉吉市関金町松河原2116
- 〃 山 本 智 男 倉吉市関金町大鳥居978
- 〃 池 本 隆 司 倉吉市関金町安歩545
- 〃 衣 笠 義 人 倉吉市鴨河内2623-1
- 〃 山 本 悟 倉吉市鴨河内2563-1
- 〃 荒 金 俊 彦 倉吉市鴨河内1853-1

// 野 儀 昭 弘 倉吉市福山327-4
 // 山 田 有 宏 倉吉市上古川666-7
 // 福 田 和 博 倉吉市小鴨1246
 // 本 莊 学 倉吉市志津919-59
 // 松 本 幸 男 倉吉市三江492
 監 事 山 本 守 夫 倉吉市関金町松河原93-1
 // 馬 西 秀 徳 倉吉市鴨河内1105-2
 // 大 西 光 寿 東伯郡北栄町大島889
 令和2年8月1日就任 任期3年

鳥取県告示第479号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
令和2年8月11日	米子市西福原六丁目2-37	株式会社山陰合同銀行 福原出張所
	境港市外江町1716	株式会社山陰合同銀行 境西出張所
	西伯郡伯耆町溝口641	株式会社山陰合同銀行 溝口出張所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

令和2年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年8月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和2年8月24日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和2年8月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市国府町栃本生活改善センター	鳥取市国府町栃本306
鳥取市佐治町葛谷生活改善センター	鳥取市佐治町葛谷162-1

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

児童相談システム構築・運用保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の総額を入札金額として入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（課税事業者に限る。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年8月27日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日。）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年8月27日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県子育て・人財局家庭支援課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県子育て・人財局家庭支援課

電話 0857-26-7149

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和2年8月21日（金）から同年9月7日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/seishounen-katei/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和2年8月21日（金）から同年9月7日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和2年10月1日（木）午後5時

イ 提出場所

（1）に同じ。

（6）開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

ア 日時

令和2年10月1日（木）午後5時

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の（1）の場所に令和2年9月7日（月）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書その他必要な書類（以下「企画提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

（4）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う企画提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
- (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) その他
詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required: Construction and maintenance of a child consultation system: 1 set
- (2) Time limit for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM, September, 7, 2020
- (3) Time limit for the submission of tenders : 5:00 PM, October, 1, 2020 : bid-opening
Time limit for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, October, 1, 2020
- (4) Please Contact : Child Care and Human Resources Bureau Family Support Division Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7149

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和2年7月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通グループ共同企業体
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額 | 月額1,551,100円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 入札公告日 | 令和2年5月29日 |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立図書館
鳥取市尚徳町101 |